

町内会・自治会・コミュニティについて

中田 實（愛知江南短期大学）

1 集団類型の区別が必要

- * 町内会：コミュニティ・自治体型：地域区画が前提→全住民を包括
 - ・ 地方自治第202条四～九：「地域自治区」2004改正
 - ・ 条例で区域を分けて定める区域ごとに置くことができる
 - ・ 地域自治区の区域内に住所を有する者から地域協議会員を選出
 - ・ 第27期地方制度調査会答申2003.11. 第1、4、(2)
 - ・ 「地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となる」
 - ・ M.Crenson, *Neighborhood Politics*, 1983, pp.16-17
 - ・ 「近隣社会は、会員資格は地理的場所の付属物としてついてくる。・・・隣人であるために必要な資格は、おおよそ市民について要請されるものと同様に無差別で包括的である。・・・この包括的で強制に近い性格は、近隣社会を社会の他のすべての私的集団から区別している。ミニチュアの「公共 public」である。」
 - ・ J.M.Berry, et.al, *The Rebirth of Urban Democracy*, 1993, p.169
 - ・ 「近隣組織は本来、多元的な問題処理集団 multi-issue groups」
- * 目的別私的集団（設立・加入脱退が任意、選択的、個別目的的・・・）
 - ・ NPO等は公益的機能の推進で町内会型組織と連携、分担、協力するもの

2 町内会型組織の特徴

愛知県設楽町津具村「組常会に関する事項」1940.11
「組内ノ住民ハ老若男女ヲ問ハズ一家内全部常会員・・・集合ノ際ハ適宜一名乃至数名出席スルコト」

3 コミュニティ構想の趣旨

- * 目的：課題＝それへの対処の担い手の広域的確保
 - ・ 「行政区」が強すぎ → 1970年代のコミュニティづくりに乗れなかった一宮市
- * 自治（個々の事業でなく団体自治の担い手）の単位（範囲）：町内会～学区（町連）
- * 地域代表制を担保するものは？ 実質保障の課題
 - ・ 町内会＋各種団体＋応募住民→連絡協議会＝行政が制度として対応する対象

4 理想と現実の間

- * 「上から～下から」論 発議と決定の混同：区別がされているか？
 - ・ 課題の性格 eg 安心、安全、快適・・・個人の参加動機としては同じ
- * 機能：多機能（不特定機能）～Face-to-faceの関係を創出・維持する機能（社交）
 - ・ 個別関心で住民結集（NPO型）～地域共同への関心 分断・対立させない
- * 組織主体の編成 行政の縦割り委員制度→地域で検討・組織化 eg 連区社協 etc
 - ・ 非加入者が増えている現実をどうとらえるか：分権・住民参加の必要性の評価

5 アメリカ、フランスの事例 1960年代の市民運動以降

* アメリカの都市で市内全域が近隣地区として区分され、それぞれに近隣組織があるものが出てきており、参加民主主義の先進例として検討・評価されている

Birmingham, Dayton, Portland, San Antonio, St. Paul, etc

参加民主主義の第1ステップ、行政との協力・支援の出発点が近隣社会・組織
全国組織 Neighborhood USA 1975~

* フランスの近隣民主主義法 8万以上都市に住民の協議会必置

都市内分権の具体化 住区協議会等を設置、行政と協議（優先協議権）を持つ

Amiens, Grenoble, Lyon, Marseille, etc 全国組織 CARNACQ, 1976~